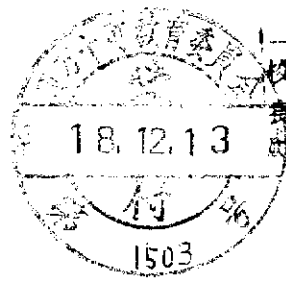


教育長	次 長	課 長	係



18 高教職第 949 号

平成 18 年 12 月 12 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

年末年始を迎えるに当たって（通知）

貴職におかれましては、日頃から適正な学校管理や教職員の服務規律の確保について配慮され、ご指導をいただいていることに感謝申し上げます。

しかし、残念ながら、教職員の不祥事は後を絶たず、県民の皆様の学校教育に対する期待に十分に応えているとは言い難いものがあります。

この事態を教職員一人ひとりが自らのこととして真剣に受け止め、姿勢を正すことはもとより、周りの者を気遣う心を持って、風通しのよい職場づくりに努め、教育委員会、学校が力を合わせ、子どもたちや保護者の期待に応える学校を築いていかなければなりません。

年末年始を迎えるに当たって、教職員の服務規律の確保のため、下記について管内の学校長及び教職員への一層の周知徹底をお願いします。

記

1 教育公務員として節度ある行動をとること

- (1) 公私のけじめをつけ、贈答品の授受、職務上の利害関係を有する団体、個人の間での、自己の費用を負担しない会食や遊戯等は厳に慎むこと。
- (2) 年末年始の職員間の礼儀的なあいさつ等は自粛すること。
- (3) 健全な私生活の保持に努め、自己を厳しく律し、教育に携わる者としての社会的信用の保持に努めること。

特に、セクシャル・ハラスメント等、他者の人権を傷つける行為については、絶対に行わないこと。

2 交通安全の徹底について

- (1) 本年度も 12 月 20 日から 1 月 9 日まで「年末年始の交通安全運動」が実施されるが、運動の重点目標の一つである「飲酒・暴走運転の根絶」を厳守し、安全運転を十分に心がけること。
- (2) 特に、飲酒運転防止については、所属職員に徹底を図り、飲酒運転の追放に万全を期すること。

年末年始は飲酒の機会が多くなりがちであるが、飲酒することが想定される場合、会場への移動には自家用車等の利用を絶対に避け、公共交通機関等を利用すること。

また、飲酒した場合、10 数時間はアルコールの影響を受けるとも言われているので、飲酒の翌日における運転についても、同様に十分注意すること。

- (3) 飲酒運転と知りながらの同乗や黙認は、絶対に行わないこと。
- (4) 年末年始は交通が混雑し、あわただしさも加わるなど交通事故の原因となる条件が重なるので、公私を問わず、自動車等を運転する際には、常に県民の規範となる正しい交通ルールの実践を心がけ、交通事故の防止に努めること。
- (5) 高速運転は、重大事故につながる危険性が高いので、一般道路・高速道路を問わず、制限速度を厳守し、安全運転に努めること。
- (6) 自転車を利用する場合においても、交通法規の遵守に努めること。

3 学校施設等の管理について

- (1) 年末年始の学校施設等の管理については、出入り口等の施錠、重要書類及び公印の保管等に十分に注意し、火災や盗難の防止に万全を期すること。

特に、学校内には、現金や貴重品を置かないこと。

- (2) 個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、学校における個人情報に関する書類及び電子媒体の管理を厳格に行うこと。

やむを得ず個人情報に係る書類を持ち出す場合には、常に自身が所持し、車内に放置するなど盗難の危険のある取扱いは、絶対に行わないこと。

4 その他

- (1) 管理職が年末年始に旅行等により不在となる場合には、不在期間及び緊急連絡先を明確にし、臨機応変な対応ができるようにしておくこと。
- (2) 冬季休業期間中の教育公務員特例法第 20 条第 2 項の規定に基づく研修については、県民の方々の不信感を招くことがないように、適正な運用に配慮すること。
- (3) 冬季休業期間中の部活動指導についても、児童生徒の健康と安全に十分配慮し適正な指導に努めること。